



県章

# 山形県公報

平成18年3月7日(火)

第1722号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則の一部を改正する規則.....	(総合防災課) ...277
山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則.....	(健康福祉企画課) ...278

### 告示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....	(児童家庭課) ...281
山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....	(農政企画課) ... 同
国土調査の成果の認証.....	(農村計画課) ... 同
同.....	( 同 ) ... 同
同.....	( 同 ) ...282
同.....	( 同 ) ... 同
土地改良事業の計画変更の適当の決定.....	(最上総合支庁農村計画課) ... 同
都市計画事業の変更の認可の告示.....	(都市計画課) ...283
土砂災害警戒区域の指定.....	(河川砂防課) ... 同
土砂災害特別警戒区域の指定.....	( 同 ) ... 同
土砂災害警戒区域の指定.....	( 同 ) ...284
土砂災害特別警戒区域の指定.....	( 同 ) ... 同
土砂災害警戒区域の指定.....	( 同 ) ...285
土砂災害特別警戒区域の指定.....	( 同 ) ... 同

### 公安委員会関係

#### 規則

山形県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則.....	286
--------------------------------	-----

### 公告

平成16年度対象財政的援助団体等の監査結果の公表.....	(監査委員) ...287
一般競争入札の公告.....	(病院事業局) ...299
同.....	( 同 ) ...300
同.....	( 同 ) ...301
同.....	( 同 ) ... 同
同.....	( 同 ) ...302

## 規則

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第12号

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則の一部を改正する規則

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則(昭和49年9月県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経過する日」を「経過する日(知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が別に定める日)」に改める。

第6条第1項第1号中「負傷した」を「療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷をした」に改め、同項第6号中「家財に」を「家財にその価額のおおむね3分の1以上の」に改め、同項第8号中「滅失した」を「滅失し、又は流出した」に改める。

第7条中「3箇月を経過する日」を「3月を経過する日(知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が別に定める日)」に改める。

第10条第2項及び第4項中「年8.25パーセント」を「年5パーセント」に改める。

別記様式第5号(別紙2)中

償還を免除した額 E	未償還額(A-D-E) F	を	償還を免除した額			未償還額(A-D-G) H
			既免除額 E	本年度免除額 F	計(E+F) G	
円	円		円	円	円	円

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前にその期限が到来した負担金交付申請書及び貸付申請書の提出期限については、なお従前の例による。

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第13号

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学学則(平成12年3月県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第40条第1項中「短期大学」を「短期大学等」に改める。

別表第1第1項第2号の表を次のように改める。

(2) 専門教育科目

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
専門基礎科目	臨床心理学	2	選択
	カウンセリング論	1	選択
	人間発達学	2	選択
	保健医療論	1	必修
	生体形態学	2	必修
	生体組織学	1	必修
	生体機能学	2	必修
	栄養代謝学	1	必修
	生体防御学	1	必修
	病原微生物学	1	必修
	薬理学	1	必修
	臨床薬理学	1	必修
	疾病科学	1	必修
	成人老年疾病論	1	必修
	成人老年疾病論	1	必修

		成人老年疾病論	1	必修
		救急医療学	1	必修
		基礎保健学	1	必修
		保健福祉政策論	1	必修
		地域健康管理論	1	必修
		学校保健論	1	必修
		生活環境・産業保健論	1	必修
		家族社会学	1	必修
		国際保健論	2	選択
		チーム医療論	1	必修
		心身障害論	2	選択
		高次脳機能障害論	1	選択
		精神障害論	1	必修
		小児疾病論	1	必修
		社会福祉論	2	必修
専門科目	基礎看護学	看護学概論	1	必修
		基礎看護技術論	3	必修
		基礎看護技術論	2	必修
		看護倫理	1	必修
		看護理論	1	必修
		基礎看護方法論	1	必修
		看護人間関係論	1	必修
		ヘルスアセスメント論	1	必修
		看護教育学	1	必修
		看護管理学	1	必修
	成人看護学	成人看護学概論	2	必修
		成人看護方法論	2	必修
		成人看護方法論	2	必修
	老年看護学	老年看護学概論	1	必修
		老年看護方法論	2	必修
	精神看護学	精神看護学概論	1	必修
		精神看護方法論	2	必修
	地域看護学	地域看護学概論	1	必修
		地域看護方法論	1	必修
地域看護方法論		1	必修	
地域看護方法論		2	必修	
地域看護方法論		2	選択	
地域看護組織論		1	必修	
ヘルスコミュニケーション論		1	選択	
母性看護学	母性看護学概論	1	必修	
	母性看護方法論	1	必修	
	母性看護方法論	2	必修	
小児看護学	小児看護学概論	1	必修	
	小児看護方法論	2	必修	
看護学ゼミナール	基礎看護学ゼミナール			
	成人看護学ゼミナール			
	老年看護学ゼミナール			
	精神看護学ゼミナール	1	必修	
	地域看護学ゼミナール			

	母性看護学ゼミナール 小児看護学ゼミナール		
看護特論	終末期看護論	1	選択
	感染看護論	1	選択
	国際看護論	1	選択
	家族看護学	1	必修
	欧文原著講読	1	選択
	看護研究	1	必修
卒業研究		3	必修
臨地実習	基礎看護学実習	1	必修
	基礎看護学実習	2	必修
	老年看護学実習	2	必修
	老年看護学実習	2	必修
	成人看護学実習	3	必修
	成人看護学実習	3	必修
	精神看護学実習	2	必修
	地域看護学実習	1	必修
	地域看護学実習	2	必修
	母性看護学実習	2	必修
	小児看護学実習	1	必修
	小児看護学実習	1	必修
	総合看護学実習	2	必修
助産学	助産学概論	1	選択
	助産学方法論	1	選択
	助産学方法論	1	選択
	助産学方法論	1	選択
	助産学方法論	1	選択
	助産学実習	6	選択

別表第2中

32単位
70単位

を

30単位
72単位

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修、選択の別並びに卒業の認定に必要な単位(以下「授業科目等」という。)については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に山形県立保健医療大学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、その者の属する年次に在学する者に係る授業科目等と同様とする。

## 告 示

### 山形県告示第164号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.8パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年2月10日から適用する。
- 2 平成18年2月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第165号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第5条の表第1号中「年0.6パーセント」を「年0.8パーセント」に、同表第2号中「年0.65パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成18年2月20日から適用する。
- 2 平成18年2月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第166号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
酒田市
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年1月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
北俣の一部
- 5 認証年月日  
平成18年2月28日

### 山形県告示第167号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
村山市
- 2 調査を行った期間

平成16年5月6日から平成17年12月15日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
村山市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字五十沢の一部
- 5 認証年月日  
平成18年2月28日

#### 山形県告示第168号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成17年3月16日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字畑沢の一部
- 5 認証年月日  
平成18年2月28日

#### 山形県告示第169号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
西川町
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年1月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西川町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字海味、間沢の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年2月28日

#### 山形県告示第170号

最上町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年2月27日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し(最上町西部地区)
- 2 縦覧に供する場所  
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年3月7日から同年4月5日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第171号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画道路事業
- (2) 名 称 3・3・4号本町東大町線

2 施行者の名称

山 形 県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

平成18年2月28日 東北地方整備局告示第37号

山形県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
入沢	別紙図面のとおり	土石流
ユゲノ沢	別紙図面のとおり	土石流
片倉沢	別紙図面のとおり	土石流
大撫山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
入第一	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
舟木山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

山形県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
入沢	別紙図面のとおりに	土石流
大撫山	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
入第一	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
舟木山	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
つつみ沢	別紙図面のとおりに	土石流
新沢	別紙図面のとおりに	土石流
八石沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
つつみ沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。



## 山形県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞生沢	別紙図面のとおり	土石流
中ノ入沢	別紙図面のとおり	土石流
焼野	別紙図面のとおり	土石流
西向	別紙図面のとおり	土石流
堤入	別紙図面のとおり	土石流
一本松沢	別紙図面のとおり	土石流
若布沢	別紙図面のとおり	土石流
貝喰沢	別紙図面のとおり	土石流
上子沢	別紙図面のとおり	土石流
小野市沢	別紙図面のとおり	土石流
水上	別紙図面のとおり	土石流
上戸屋	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月7日

山形県知事 齋 藤 弘

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞生沢	別紙図面のとおり	土石流
中ノ入沢	別紙図面のとおり	土石流
焼野	別紙図面のとおり	土石流

一本松沢	別紙図面のとおりに	土石流
若布沢	別紙図面のとおりに	土石流
貝喰沢	別紙図面のとおりに	土石流
小野市沢	別紙図面のとおりに	土石流
水上	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月7日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

山形県公安委員会規則第3号

山形県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察署協議会に関する規則(平成13年4月県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

山形県鶴岡警察署協議会	10人
山形県温海警察署協議会	5人

を

「

山形県鶴岡警察署協議会	10人
-------------	-----

」に改める。

#### 附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日から平成19年5月31日までの間における改正後の別表山形県鶴岡警察署協議会の項の規定

の適用については、同項中 「 10人 」 とあるのは 「 12人 」 とする。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成17年12月から平成18年1月までに実施した平成16年度に係る監査の結果を、次により公表する。

平成18年3月7日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌	
山形県監査委員	田	辺	省	二	
山形県監査委員	加	藤	淳	二	
山形県監査委員	濱	田	宗	一	

### 1 山形県土地開発公社

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

#### (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
30,000,000円	基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合 100.0%	公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

イ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

借 入 金 名	借 入 金 残 高	保 証 期 間	借 入 金 の 使 途
公有地取得等資金	442,781,329円	平成13年4月1日 ～ 平成18年3月31日	平成13年度事業資金
公有地取得等資金	471,761,905円	平成14年4月1日 ～ 平成19年3月31日	平成14年度事業資金
公有地取得等資金	412,836,419円	平成15年4月1日 ～ 平成20年3月31日	平成15年度事業資金
公有地取得等資金	175,430,166円	平成16年4月1日 ～ 平成21年3月31日	平成16年度事業資金

ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補 助 金 の 名 称	補助対象事業費	補 助 金 額	補 助 の 目 的
山形県土地開発公社補助金	28,447,195円	13,741,496円	公社の運営等に要する経費及び本社建物の賃借に要する経費に対し補助する。

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 2 財団法人 山形県総合運動都市公園公社

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

## (1) 監査事項

## ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
50,000,000円	基本財産の現在額 50,000,000円 県の出資割合 100.0%	都市公園の持つ多様な機能を十分に発揮させるため、都市公園の整備、管理及び効果的な利活用並びに都市緑化に関する諸事業を行い、もって県民福祉の増進に寄与する。

## イ 公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託金額	委託期間	委託の内容
山形県総合運動公園	524,791,500円	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	施設、付属設備、物品の維持管理及び使用者への便宜供与並びに使用料の徴収
西蔵王公園	34,165,000円	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	施設、付属設備、物品の維持管理及び使用者への便宜供与並びに使用料の徴収
悠創の丘	26,282,000円	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	施設、付属設備、物品の維持管理及び使用者への便宜供与

## ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県総合運動都市公園公社運営補助金	110,777,403円	110,777,403円	山形県総合運動都市公園公社の運営費に対し補助する。
山形県体育団体運営費補助金	43,040,114円	43,040,114円	体育団体運営費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 3 山形県道路公社

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

## (1) 監査事項

## ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
816,000,000円	基本財産の現在額 816,000,000円 県の出資割合 100.0%	山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

## イ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

借入金名	借入金残高	保証期間	借入金の用途
西蔵王有料道路建設資金	19,972,953円	昭和60年3月22日 ～ 平成18年3月20日	西蔵王有料道路建設費
山形駅西口駐車場建設資金	793,383,632円	平成10年3月26日 ～ 平成32年3月20日	山形駅西口駐車場の建設費
西蔵王有料道路償還資金	908,000,000円	平成10年1月30日 ～ 平成18年5月31日	西蔵王有料道路の一部無料開放に伴う借入金の繰上償還
山形県道路公社営業資金	2,968,000,000円	平成17年3月31日 ～ 平成17年4月1日	有料道路の維持管理経費及び建設費償還金等(短期借入金)

## ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県道路公社補助金	348,822,993円	348,822,993円	西吾妻有料道路の無料開放による債務補填金及び西蔵王有料道路の一部開放による繰上償還に要する資金に補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 4 財団法人 山形県総合社会福祉基金

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 田辺 省二・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
561,685,000円	基本財産の現在額 1,125,592,477円 県の出資割合 49.9%	民間社会福祉事業の振興について必要な支援を行い、もって県民福祉の増進に寄与する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 5 山形県信用保証協会

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
6,191,696,287円	基本財産の現在額 18,166,308,513円 県の出資割合 34.1%	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証を行い、もって県内中小企業者等の経営安定と振興発展に寄与する。

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
保証料補給補助金	353,251,000円	353,251,000円	中小企業特別保証融資制度に係る保証料を補給する。
保証料補給特別補助金	531,731,000円	366,571,000円	中小企業者の金融の円滑化を図るための特別保証制度による保証料収入の減収分について補助する。
緊急経営安定保証料補給特別補助金	77,211,000円	69,430,000円	緊急経営安定制度による保証料収入の減収分について補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 6 財団法人 山形県産業技術振興機構

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 田辺 省二・加藤 淳二

## (1) 監査事項

## ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
4,668,446,000円	基本財産の現在額 5,443,521,000円 県の出資割合 85.8%	本県産業の自立的発展を推進するため、産学官連携の促進、研究開発プロジェクトの推進、知的財産活用の推進、高度技術者の養成、工業材料の試験分析評価等により、県内企業の技術開発力、付加価値生産性の向上及び本県産業を牽引する新技術、新産業の創出に寄与する。

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形有機エレクトロニクス研究所運営費補助金	43,074,422円	43,074,422円	有機エレクトロニクスによる産業基盤の形成を図るため、有機エレクトロニクス研究所の運営に対し補助する。
有機発光パネル供給体制検討事業費補助金	9,972,799円	9,972,799円	山形有機エレクトロニクスパレー構想の一環として、有機発光パネル供給体制検討事業に対し補助する。
山形県産業技術振興機構運営費補助金	101,487,736円	96,639,110円	機構の円滑な事業運営を図るため、人件費及び管理運営費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 7 財団法人 山形県消防協会

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
33,300,000円	基本財産の現在額 112,000,000円 県の出資割合 29.7%	会員の福利厚生、消防諸施設の改善・充実、消防知識技能の向上と消防活動の強化を図るとともに、消防思想を普及徹底し、もって災厄を防止し、社会公共の福祉増進に寄与する。

## (2) 監査の結果

ア 指摘事項

貸借対照表及び収支決算書に適正を欠くものがある。

イ 注意事項

固定資産の耐用年数の適用を誤っているものがある。

## 8 学校法人 東北公益文科大学

監査実施年月日 平成18年1月12日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
132,000,000円	基本財産の現在額 240,000,000円 県の出資割合 55.0%	高等教育機関として、公益に関する教育・研究をとおして、地域の特性を生かし特色ある教育・研究を推進するとともに、公益学を基礎とする総合的な知識と実践力を兼ね備えた人材の育成を図る。

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
東北公益文科大学運営費補助金	826,709,821円	102,798,089円	専任教員人件費、専任職員人件費及び教育経常経費に対し補助する。
東北公益文科大学大学院整備費補助金	465,311,000円	432,029,000円	大学院施設整備に要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 9 財団法人 山形県生活衛生営業指導センター

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 佐藤 藤彌・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
2,000,000円	基本財産の現在額 5,000,000円 県の出資割合 40.0%	生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、衛生水準の維持向上と利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
生活衛生営業指導助成費補助金	19,497,651円	16,120,188円	生活衛生同業組合を育成し、同組合事業に対し補助する。
生活衛生営業振興事業費補助金	5,100,000円	5,100,000円	生活衛生関係営業の衛生水準の向上と振興のための事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 10 財団法人 山形大学産業研究所

監査実施年月日 平成18年1月12日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
26,500,000円	基本財産の現在額 99,030,000円 県の出資割合 26.8%	産学官の緊密な連携の下に、県内における工業技術に関する研究・振興を図り、地域社会の科学技術・産業の向上発展に寄与する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 11 財団法人 山形県下水道公社

監査実施年月日 平成18年1月12日

担当監査委員 加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
31,470,000円	基本財産の現在額 62,490,000円 県の出資割合 50.0%	下水道知識の普及啓発を行うとともに、流域下水道の維持管理業務の受託等を行うことにより、下水道事業の振興を図り、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与する。

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県下水道公社運営費補助金	24,023,000円	24,023,000円	山形県下水道公社の人件費等の運営に要する経費に補助する。

## (2) 監査の結果

ア 指摘事項



なし

## イ 注意事項

予算の流用手続きが適切でないものがある。

## 12 社団法人 山形県観光物産協会

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 公の施設の管理を委託しているもの出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託金額	委託期間	委託の内容
山形県観光情報センター	37,834,399円	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	施設、付属設備、物品の維持管理及び使用者への便宜供与
国民宿舎 竜山荘	28,654,200円	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	施設、付属設備、物品の維持管理及び使用者への便宜供与並びに使用料の徴収
国民宿舎 西藏王山荘	7,753,510円	平成16年4月1日 ～ 平成16年10月31日	施設、付属設備、物品の維持管理及び使用者への便宜供与並びに使用料の徴収
県民の海・プール	73,918,000円	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	施設、付属設備、物品の維持管理及び使用者への便宜供与並びに使用料の徴収

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県観光物産協会運営費補助金	114,498,190円	75,211,201円	山形県観光物産協会の人件費等の運営に要する経費に補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 13 財団法人 山形県職員互助会

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県職員互助会補助金	390,823,799円	90,726,720円	会員の家族療養給付及び会員の健康管理、体力増進、自己啓発、元気回復等の事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 14 学校法人 九里学園

監査実施年月日 平成18年1月12日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
私立学校一般補助金(高校・幼稚園分)	526,924,962円	235,614,000円	専任教員人件費、専任職員人件費及び教育経常経費に対し補助する。
私立高等学校過疎対策特別事業補助金	377,930,991円	8,789,000円	生徒数の減少に鑑み、高校教育を維持するため、専任教員人件費、専任職員人件費及び教育経常経費に対し補助する。
私立高等学校授業料軽減補助金	8,493,000円	8,493,000円	経済的事由により就学が困難な世帯の生徒に授業料を減免した経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 15 学校法人 東陽学園

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 佐藤 藤彌・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
私立学校一般補助金(幼稚園分)	136,157,487円	53,007,000円	専任教員人件費、専任職員人件費及び教育経常経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 16 社会福祉法人 思恩会

監査実施年月日 平成18年1月12日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

## (1) 監査事項

## ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
児童養護施設整備費補助金	463,965,910円	172,437,000円	児童養護施設の整備及び児童家庭支援センターの整備に要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 17 山形県商工会連合会

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県小規模事業経営支援事業費補助金	183,955,586円	160,854,717円	商工会指導員、専門経営指導員の人件費及び商工会指導事業経費に対し補助する。
山形県商工会連合会補助金	16,781,708円	7,602,000円	山形県商工会連合会及び商工会の組織強化と地区内商工業者の振興と発展を図るために要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 18 山形県農業会議

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 田辺 省二・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県農業会議補助金	73,324,811円	55,758,000円	農地情報管理システム整備事業、農業委員会活動強化対策事業等の実施に対し補助する。
担い手総合支援対策事業費補助金	11,612,000円	9,253,000円	農業経営の改善、農業の担い手の育成・確保及び農業法人の育成、農業経営の効率化、新規就農の促進を図る事業に対し補助する。
農用地有効活用推進事業費補助金	675,000円	675,000円	農地流動化関連事業を一体的に推進するため、市町村等が実施する各種事業への指導等を行う事業に対し補助する。
地域営農推進事業費補助金	725,000円	725,000円	地域営農の推進を図るため、現地指導、会議、普及資料の作成等に要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 19 山形県土地改良事業団体連合会

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 佐藤 藤彌・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
土地改良負担金総合償還対策事業資金利子補給補助金	197,606,271円	98,803,321円	土地改良負担金の年償還額を平準化し、農家負担の軽減を図るため、借入金の繰り延べに対し利子補給する。
担い手育成支援事業費補助金	436,904,000円	218,452,000円	担い手への農地集積を取り組む地区で、農家負担の軽減や諸活動に対し補助する。

換地処分事務促進対策補助金	10,537,000円	10,537,000円	換地処分関係業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、県換地センターが実施する技術者等への研修、換地事務の指導、農地連坦化促進指導活動等に対し補助する。
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	348,700,000円	105,100,000円	土地改良施設の定期的整備補修を行い、施設の機能維持と耐用年数を確保するための経費に対し補助する。
基幹水利施設管理技術者育成支援事業費補助金	51,308,000円	30,734,000円	土地改良区が管理する基幹水利施設について、管理技術者の技術向上を図り、施設の保全と安全性を確保するための経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 20 遠賀原土地区画整理組合

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 田辺 省二・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
組合施行土地区画整理事業費補助金	9,650,000円	9,650,000円	健全な市街地の造成を促進する事業に対し補助する。
組合等土地区画整理事業交付金(地方道路整備臨時交付金)	130,985,000円	130,985,000円	緊急地方道路整備事業と一体となって、健全な市街地の造成を促進する事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 21 社会福祉法人 豊裕会

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 佐藤 藤彌・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
社会福祉施設等施設整備費補助金	794,248,496円	234,357,000円	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設の施設整備に要する経費に対し補助する。
社会福祉施設等施設整備費補助金	60,238,010円	33,232,000円	老人デイサービスセンターの施設整備に要する経費に対し補助する。
社会福祉施設等設備整備費補助金	4,649,785円	3,375,000円	社会福祉施設等の送迎リフトバスの購入経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 22 社会福祉法人 慈敬会

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 田辺 省二・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
社会福祉施設等施設整備費補助金	752,104,728円	256,386,000円	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等の施設整備に要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 23 社会福祉法人 長井福祉会

監査実施年月日 平成18年1月12日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
社会福祉施設等施設整備費補助金	578,043,236円	185,897,000円	ケアハウス整備に要する経費に対し補助する。
軽費老人ホーム事務費補助金	77,601,309円	12,533,662円	軽費老人ホームの職員等の人件費及び事務費等の経費に対し補助する。
社会福祉施設整備資金利子補助金	9,304,295円	1,993,024円	老人保健施設の整備のための借入金利子に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 24 医療法人社団 聡明会

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 佐藤 藤彌・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
老人保健施設整備費補助金	366,495,000円	49,000,000円	介護老人保健施設等の施設整備に要する経費に対し補助する。
老人保健設備整備費補助金	44,427,502円	2,500,000円	介護老人保健施設等の設備整備に要する経費に対し補助する。
老人保健施設整備資金利子補助金	4,361,664円	3,848,527円	老人保健施設の整備のための借入金利子に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 25 社会福祉法人 さくら福祉会

監査実施年月日 平成18年1月12日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
社会福祉施設等施設整備費補助金	585,012,762円	207,810,000円	特別養護老人ホーム施設整備に要する経費に対し補助する。
社会福祉施設等施設整備費補助金	53,240,238円	38,102,000円	老人デイサービス施設整備に要する経費に対し補助する。
社会福祉施設等設備整備費補助金	3,980,000円	2,985,000円	老人デイサービス・ショートステイ用送迎バス整備に要する経費に対し補助する。
社会福祉施設整備資金利子補助金	7,593,150円	3,796,574円	老人保健施設の整備のための借入金利子に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 26 社団法人 山形県スポーツ振興21世紀協会

監査実施年月日 平成18年1月11日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県スポーツ振興21世紀協会運営費補助金	51,474,710円	12,202,712円	山形県スポーツ振興21世紀協会事務局の運営に要する人件費に対し補助する。
山形県スポーツ振興21世紀協会運営費補助金	547,289,202円	35,000,000円	山形県スポーツ振興21世紀協会が行うサッカー事業等に要する経費に対し補助する。
山形県スポーツ振興21世紀協会運営費補助金	15,790,213円	14,363,976円	山形県スポーツ振興21世紀協会がスポーツプラザ21の運営に要する経費に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 27 財団法人 山形県教職員互助会

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 田辺 省二・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県教職員互助会補助金	533,012,721円	75,613,000円	会員の健康管理、体力増進、自己啓発、元気回復等の事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

## ア 指摘事項

なし

## イ 注意事項

支出事務において適切でないものがある。

## 28 財団法人 山形県警察職員互助会

監査実施年月日 平成17年12月20日

担当監査委員 佐藤 藤彌・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県警察職員互助会補助金	60,016,306円	25,157,000円	会員の健康管理、体力増進、自己啓発、元気回復等の事業に対し補助する。

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院設備機器保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月7日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室

(2) 日 時 平成18年3月23日(木) 午前11時00分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院設備機器保守点検業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立中央病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

(1)に掲げる要件及び(2)又は(3)に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の27第1項の規定に基づく経営事項審査の結果の通知(当該審査に係る基準日が1の(2)の入札日前1年7月以内のものであって、直近のものに限る。)に係る総合評点が、建築一式工事、管工事又は電気工事のいずれかについて1,000点以上であること。

(3) 平成16年4月以降に延べ床面積が50,000平方メートル以上の建物の総合的な機器保守点検業務(運転監視業務を除く。)を元請けとして実施した実績を有すること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)又は(3)に係る証明書を平成18年3月17日（金）午後3時まで山形県立中央病院総務課に提出すること。この場合において、これらの証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立中央病院洗濯業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月7日

山形県立中央病院長 齋藤幹郎

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成18年3月24日（金）午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立中央病院洗濯業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合していること。
- (3) 受託業務を行う施設について、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行っていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、3の(2)に掲げる証明書及び同(3)に掲げる届出を行っていることを証明する証明書を平成18年3月17日（金）午後3時まで山形県立中央病院総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。



- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院一般廃棄物収集運搬業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月7日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成18年3月24日(金) 午後2時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立中央病院一般廃棄物収集運搬業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿名簿に登録されていること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成18年3月17日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院産業廃棄物収集、運搬及び処分業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月7日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成18年3月24日(金) 午後3時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立中央病院産業廃棄物収集、運搬及び処分業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
  - (4) 履行場所 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 品目ごとの1立方メートル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第4項の許可を受けている(同項の許可を受けていない場合であって当該許可を受けている処分業者と産業廃棄物の処分業務について業務提携をしている場合を含む。)こと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成18年3月17日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。(産業廃棄物の処分業務について処分業者と業務提携をしている場合には、その処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けていることを証明する証明書及び業務を適正に実施できることを確約する確約書を併せて提出すること。)
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、県外産業廃棄物搬入のための事前協議が必要な場合は、その結果通知等の写しを平成18年3月17日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (4) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
  - (7) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院感染性廃棄物収集、運搬及び処分業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月7日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
  - (2) 日 時 平成18年3月24日(金) 午後3時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量

## 山形県立中央病院感染性廃棄物収集、運搬及び処分業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
  - (4) 履行場所 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 品目ごとの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項及び第4項の許可を受けている(同項の許可を受けていない場合であって当該許可を受けている処分業者と感染性廃棄物の処分業務について業務提携をしている場合を含む。)こと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成18年3月17日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。(感染性廃棄物の処分業務について処分業者と業務提携をしている場合には、その処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第4項の許可を受けていることを証明する証明書及び業務を適正に実施できることを確約する確約書を併せて提出すること。)
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、県外産業廃棄物搬入のための事前協議が必要な場合は、その結果通知等の写しを平成18年3月17日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (4) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
  - (7) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

平成18年3月7日印刷  
平成18年3月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056